

第4節 傷病給付

(傷病見舞金)

第10条 会員が傷病による療養のため休業したときは、次により傷病見舞金を給付する。

＜休業期間（経過月毎に給付）＞

休業期間	経過日	金額
1ヶ月	経過日	10,000円
3ヶ月	経過日	10,000円
6ヶ月	経過日	20,000円
12ヶ月	経過日	20,000円
18ヶ月	経過日	30,000円
24ヶ月	経過日	30,000円
30ヶ月	経過日	30,000円
36ヶ月	経過日	30,000円

(入院見舞金)

第11条 会員または配偶者及び会員の扶養家族である子供・父母が傷病による療養のため6日以上入院したときは、次により入院見舞金を給付する。

会	員	金額	20,000円
配	偶	者	金額 20,000円
扶養家族である子供・父母			金額 10,000円

2 退院後180日以内に同一の事由で再入院したときは、再び入院見舞金を給付しない。

(差額ベッド補助金)

第12条 前条の該当者が差額ベッドを10日以上利用したときは、10日目から次により対象者別の金額及び期間を限度とした実費の差額ベッド補助金を給付する。

対象者	給付限度額	給付限度期間
会 員	1日に付き金額3,000円	10日目から60日間
配 偶 者	1日に付き金額1,500円	10日目から30日間
扶養家族である子供・父母	1日に付き金額1,500円	10日目から30日間

2 退院後180日以内に同一の事由で再入院したときは、給付期間を通算して給付限度期間を限度に差額ベッド補助金を給付する。

(付添看護補助金)

第13条 第11条の該当者が基準看護実施病院以外の病院に入院し、付添看護婦を付けたときは、次により対象者別の金額及び期間を限度とした実費の付添看護補助金を給付する。

対象者	給付限度額	給付限度期間
会 員	1日に付き金額3,000円	60日
配 偶 者	1日に付き金額3,000円	30日
扶養家族である子供・父母	1日に付き金額3,000円	30日

2 付添看護婦とは、正規の看護婦、准看護婦及び看護補助者をいう。なお、正常分娩並びに家族・親族・知人による付添看護のときは、付添看護補助金を給付しない。

3 退院後180日以内に同一の事由で再入院したときは、給付期間を通算して給付限度期間を限度に付添看護補助金を給付する。

(ホームヘルパー補助金)

第14条 会員又は会員の扶養する子・父母が入院し、家事担当者が付添看護をするため、あるいは家事担当者、会員である単身者が傷病・事故等のため、ホームヘルパーを依頼した場合、及びその他特に理事会が認めた場合には、次の金額及び期間を限度

とした実費のホームヘルパー補助金を給付する。

給付限度額	給付限度期間
1日に付き 金額5,000円	1暦年につき 30日間

- 2 家事担当者とは、原則として扶養する配偶者をいう。
- 3 家族・親族・知人をホームヘルパーとして依頼した場合、慶弔禍福で家庭を留守にする場合および正常分娩を理由とする場合は、ホームヘルパー補助金を給付しない。